

平成21年7月10日振動障害予防対策指針が改正！
チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る
振動障害予防対策指針が改正になりました。

振動障害予防のための

振動工具取扱い作業従事者教育 を受講しましょう！

●●●受講のご案内●●●

《指針改正のポイント》



1. 国際基準等との調和を図ったこと
2. 振動値に応じて振動工具の使用時間を管理することになったこと
3. 振動ばく露限界時間等について教育を行うこととしたこと

●●●振動工具取扱い作業従事者教育の受講のおすすめ●●●

さく岩機、インパクトレンチ、タンピングランマーなどの振動工具の誤った使用は、白ろう病（写真）等の振動障害を発症する恐れがあります。

建設業における振動障害の労災認定者数は、全産業の約6割を占めています。この振動障害などの職業性疾病は、一般的には徐々に病状が進行し、人によっては、非常に短期間で発症することもあります。

また、ひと度、労災認定が行われると、労災保険のメリット制による保険料負担が増加し、かつ、なかなか完治しないため、メリットの回復が長きにわたり困難になるなど、企業負担が大きくなる恐れもあります。

このようなことから、日頃の作業管理や健康管理が大変重要になってきています。こうした背景からこの度、当協会では、平成21年7月10日に改正された「**チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針**」に基づく「**振動工具取扱い作業従事者教育**」を実施いたします。

振動障害予防のため是非とも当協会が実施する教育を受講されるようご案内いたします。

〔テキストは、改正指針に基づいたものを
使用いたします。〕



振動工具使用によるレイノー現象(白ろう病)



● ● ● 振動工具取扱い作業従事者教育 ● ● ●

1. 受講対象者

振動工具を取扱う作業に従事する方

2. 教育内容

振動工具取扱いの「作業時間の管理」、「健康管理」、「点検・整備」の知識等を習得します。
カリキュラムに演習を取り入れ使用時間の計算を行います。



[厚生労働省「振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の推進」H21.7.10に定められた教育です。]

科 目	範 囲	時 間
振動工具に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 振動工具の種類及び構造 振動工具の選定方法 振動工具の改善 	1時間
振動障害及びその予防に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置 <p>(※日振動ばく露量A(8)等に基づく振動障害予防対策を含む)</p>	2.5時間
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令等中の関係条項及び関係通達中の関係事項等 	0.5時間
※演 習	<ul style="list-style-type: none"> 演習（振動ばく露時間、日振動ばく露量A(8)）の算出 	0.5時間
※太字が教育の推進で追加された内容、 ※振動工具別の日振動ばく露量の計算方法の演習30分を追加		4.5時間

● 振動工具の作業時間 ●

振動障害は、連続して長時間振動業務に従事することによって、現れることが多いことから、振動業務とこれ以外の業務を組み合わせて、連続して振動業務に従事しないようにすることが大切です。

特に、取り扱う振動工具ごとに「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を把握し、1日の「振動ばく露限界時間」を超えないように使用時間を管理しなければなりません。



問い合わせ先：建災防本部・支部

建災防教育部 電話 03-3456-0618 FAX 03-3456-2458

詳しくは、ホームページをご覧ください。

